

補助金調書

| | | | | | |
|--|--|--|--------------|--|------------|
| 補助金名 | 福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金 (障がい) | | 担当課 (連絡先) | 保健福祉局 障がい者部 障がい福祉課 (TEL092-711-4249) | |
| 交付先 | 団体 | 社会福祉法人等 | | 区分 | 建設費に対する補助金 |
| 交付先決定方法 | 公募 | (公募の場合) 公募時期 | 毎年5月頃に意向調査実施 | | |
| (公募の場合) 応募要件 | 障がい者グループホーム, その他の社会福祉施設等を設置し, 又は設置しようとしている法人 | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | / | | | | |
| 補助開始年度 | 昭和54 | 年度 | 経過年数 | 42 | 年度 |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | 障害者総合支援法に基づく障がい者グループホームを実施するために必要となる住居の創設経費, その他社会福祉施設等の改修整備(大規模修繕)経費に対し助成を行うことにより, 同法に基づく障がい福祉サービスの基盤整備を図ることを目的とする。 | | | | |
| 補助金の終期 | 令和2 | 年度 | 延長回数 | 1 | 回 |
| 終期を延長する理由 | 障がい者グループホームは地域における障がい者の住まいの場として重要な施策であるが, 第5期福岡市障がい福祉計画において見込んだ, グループホームの必要量は, 現状で未達成であり, 現在もその必要性や公益性は薄れていない。 また, 今後も補助による障がい者の地域生活への移行促進の効果は十分に期待でき, 国・県の整備費補助金の認証基準に基づき, 本市補助金交付要綱に定められた事業であることから, 法人その他の団体等との間で公平性も保たれている。 以上のことから, 本補助金の終期延長の必要性が認められるため。 | | | | |
| 交付対象経費及び補助金の算定方法等 | その他 | 【補助対象経費, 補助金額の算定方法・考え方】 社会福祉施設等施設整備費国庫補助基準単価 (創設) 2,520万円, 短期入所整備加算1,110万円, エレベーター等設置整備加算199万円 (改修整備) 30万円以上1,000万円以内 | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準, 審査基準 | 【間接補助の理由, 再交付の配分基準・審査基準】 | | | | |
| 交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 件 | 2 件 | 2 件 | 6 件 | |
| | 76,218 千円 | 350,595 千円 | 25,559 千円 | 7,216 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 障がい者グループホーム, 障がい者支援施設(各1件)に対する施設整備補助 | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 障がい者グループホーム等の設置が進み, 障がい者の地域生活への移行が促進される。 | | | | |

※1: 金額総額であり, 複数の団体等に交付している場合, 個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお, 当該年度は当初予算額を記載しております。また, 前年度決算額について, 補助額の確定が未了のものは, 交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。